

義務教育就学児医療費助成制度のご案内

八丈町では、子育て支援の一環として、小中学校の学齢期にある児童の医療費助成制度を、平成19年10月より実施致します。

●対象者

八丈町の区域内に住所を有する児童（6歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者）で各種医療保険加入者

●対象とならない方

- ①申請者（保護者）の前年の所得（1月から9月までは前々年）が扶養親族等の数に応じて、別表の制限額を超えている方
- ②生活保護を受けている方
- ③児童福祉施設に「措置」により入所している方
- ④児童福祉法に規定する里親に委託されている方

●助成制度の概要

申請により、制度の対象者となる方には義務教育就学児医療費助成制度医療証（㊦医療証）を交付します。

児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合の自己負担額を、医療機関に健康保険被保険者証と合わせ医療証を提示することによって現物給付を受けられます。（都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診した場合は、保険診療の所定の項目が記載された自己負担額の領収書等を添付し、町に申請してください。）

入院時の食事療養標準負担額及び保険が適用されない医療費（差額ベッド代や個室料等）は助成しません。

入院で高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証（各加入医療保険者に申請してください）を医療機関に提示してください。

●申請受付開始 平成19年8月1日より

●申請受付場所 町住民課厚生係及び町各出張所

●申請できる方 前記の対象者を養育している方

●申請に必要なもの

- ①医療証交付申請書（申請受付場所にあります）
- ②対象児童の健康保険被保険者証。対象児童が複数いる場合は、そのすべての児童の証をご持参ください。
- ③申請者（保護者）の所得の状況を証する書類（八丈町公簿で確認できる場合は省略できます）
- ④申請者（保護者）が厚生年金等加入者の場合は、申請者の健康保険被保険者証
- ⑤印鑑

※申請者が児童手当の支給を受けている場合で、児童手当認定通知書等を提示することができる場合は、③④を省略できます。

●制度の開始 平成19年10月1日より

●他の医療費助成制度をご利用の方

- ・小児慢性疾患医療証[㊟]をお持ちの方…義務教育就学児医療費助成制度[㊤]を利用されると[㊟]の一部負担額を助成します。
- ・自立支援医療（育成医療）証[㊦]をお持ちの方…本制度[㊤]を利用されると[㊦]の一部負担額を助成します。
- ・心身障害者医療証[㊧][㊨]（住民税非課税世帯）をお持ちの方…[㊤]の申請は不要です。
- ・心身障害者医療証[㊧]一部（住民税課税世帯）をお持ちの方…本制度[㊤]を利用されると負担額はより低額になります。
- ・ひとり親家庭医療証[㊩][㊪]（住民税非課税世帯）をお持ちの方…[㊤]の申請は不要です。
- ・ひとり親家庭医療証[㊩]一部（住民税課税世帯）をお持ちの方…本制度[㊤]を利用されると、負担額はより低額になります。

別表 (単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者等 (国民年金加入者)	被用者等 (厚生年金等加入者)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

■お問い合わせ先 八丈町住民課厚生係 TEL 04996 (2) 1121 内線232